

◎配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律

(平成一九年七月一日法律第一一三号) (参)

一、提案理由 (平成一九年六月二〇日・参議院本会議)

○山下栄一君

…………… (略) ……………

次に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会を代表いたしまして、その提案の趣旨及び主要内容を御説明申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法は、平成十三年に参議院共生社会に関する調査会で超党派によって作られた法律でございますが、平成十六年の改正の際、法施行後三年を目途とした見直し規定が設けられていたところでございます。DV防止法が施行されてから六年、この問題に対する一般の理解も進み、被害者や関係団体から一層の対策の充実を求める声も高まっております。この法律案は、こうした被害者の声にこたえるべく、各党の検討を踏まえて取りまとめたものでございます。

以下、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、現行法では、都道府県のみ義務付けられております基本計画の策定を、市町村におきましても努力義務とすることとしております。

第二に、現行法では、市町村は、その設置する適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができることとなっておりますが、これを市町村の努力義務に改めることとしております。

第三に、保護命令制度の拡充であります。

まず、一点目として、保護命令の対象となる被害者につきまして、新たに配偶者から生命、身体に対する脅迫を受けた被害者を加えることとし、その被害者について、将来、生命、身体に対する危害が生ずるおそれ大きいときにも保護命令を発することができることとしております。

二点目として、被害者に対し、電話、ファクス、手紙、電子メールなどにより面会を求めることなどについて禁止命令を発することができることとしております。

三点目として、被害者の親族や関係者への接近禁止命令を発することができることとしております。

第四に、保護命令の発令直後における被害者の保護の必要性にかんがみまして、裁判所から配偶者暴力相談支援センターに対して保護命令の発令に関する通知を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主要内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告（平成一九年七月五日）

○七条明君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、保護命令制度を拡充し、面会の要求、夜間の電話、被害者の親族への接近等を禁止できることとするとともに、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの業務の実施を市町村の努力義務とし、配偶者暴力相談支援センターの業務に被害者の緊急時における安全の確保を追加することとしております。

本案は、参議院提出に係るもので、七月三日本委員会に付託され、昨日山下参議院法務委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

（注）　参議院においては、委員会の審査は省略された。